

2023年12月11日

各位

会社名株式会社ロココ
代表者名 代表取締役社長 長谷川 一彦
(コード番号: 5868 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 水野 賢仁
(TEL. 03-3769-0655)

発行価格及び売出価格の決定並びに
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金 1,128円

2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(900円~940円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。なお、ブックビルディングにあたっては、上記仮条件の範囲外の一定の範囲(720円~1,128円)も示して実施しております。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
- ④ 仮条件の上限を上回る価格にも機関投資家等からの需要が多く申告されたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,128円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,043.40円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 202,500株(注)

(注) 第三者割当増資による募集株式数の上限はこれと同数となります。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①公募による募集株式発行

増加する資本金	469,530,000円(1株につき 521.70円)
増加する資本準備金	469,530,000円(1株につき 521.70円)
上場時資本金の額	536,030,000円

(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある)

②第三者割当増資による募集株式発行

増加する資本金(上限)	105,644,250円(1株につき 521.70円)
増加する資本準備金(上限)	105,644,250円(1株につき 521.70円)

(注) なお、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数が202,500株で決定したことに伴い、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資による募集株式発行における申込株式数の上限は202,500株となるため、上記の第三者割当増資による募集株式発行の増加する資本金及び増加する資本準備金の上限は202,500株を基礎として計算しております。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請した親引けの概況は以下の通りです。

(1) 親引け先の状況等

① 親引け先の概要

ロココ社員持株会

(理事長 酒井 克彦)

② 親引けしようとする株式の数

当社普通株式 50,000株

(2) 販売条件に関する事項

販売価格は、上記1. の発行価格となります。

(3) 親引け後の大株主の状況

募集及び引受人の買取引受による売出しを勘案した親引け後の当社社員持株会の所有株式数は76,000株(株式(自己株式を除く。))の総数の2.05%(潜在株式数を含む)となり、第5位の大株主となります。

【ご参考】

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 900,000株

② 売出株式数 普通株式	引受人の買取引受による売出し	450,000株
	オーバーアロットメントによる売出し	202,500株

(※)

2. 申込期間 2023年12月12日(火曜日)から
2023年12月15日(金曜日)まで

3. 払込期日 2023年12月19日(火曜日)

4. 株式受渡期日 2023年12月20日(水曜日)

(※) 野村証券株式会社は、2023年12月20日から2024年1月10日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。